

規則・ガイドライン等の改正

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

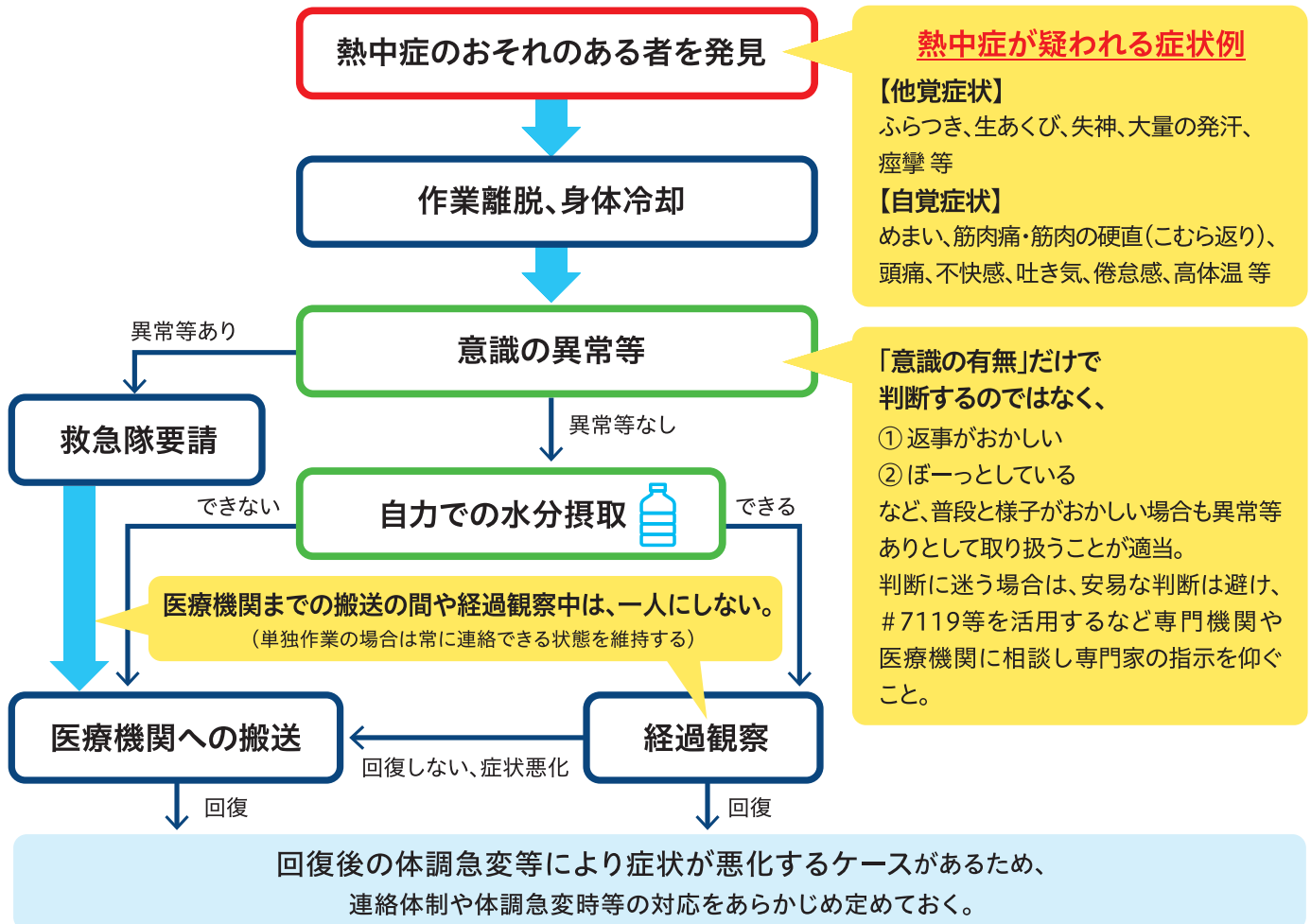
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

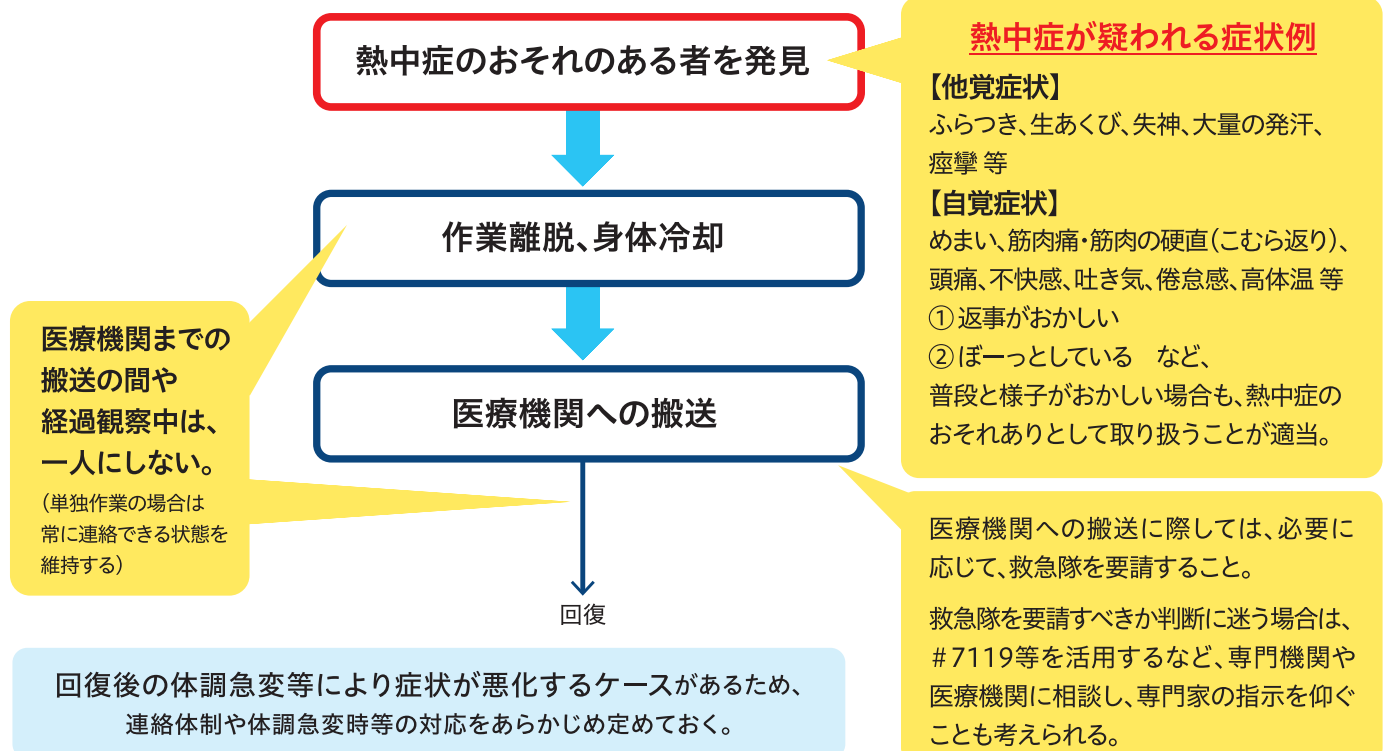
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開
予定です。公開までは、事前
調査結果の報告制度のページ
に自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID
（gビズプライムまたはgビズ
エントリー）が必要です。gビ
ズIDの発行手続きは↓

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

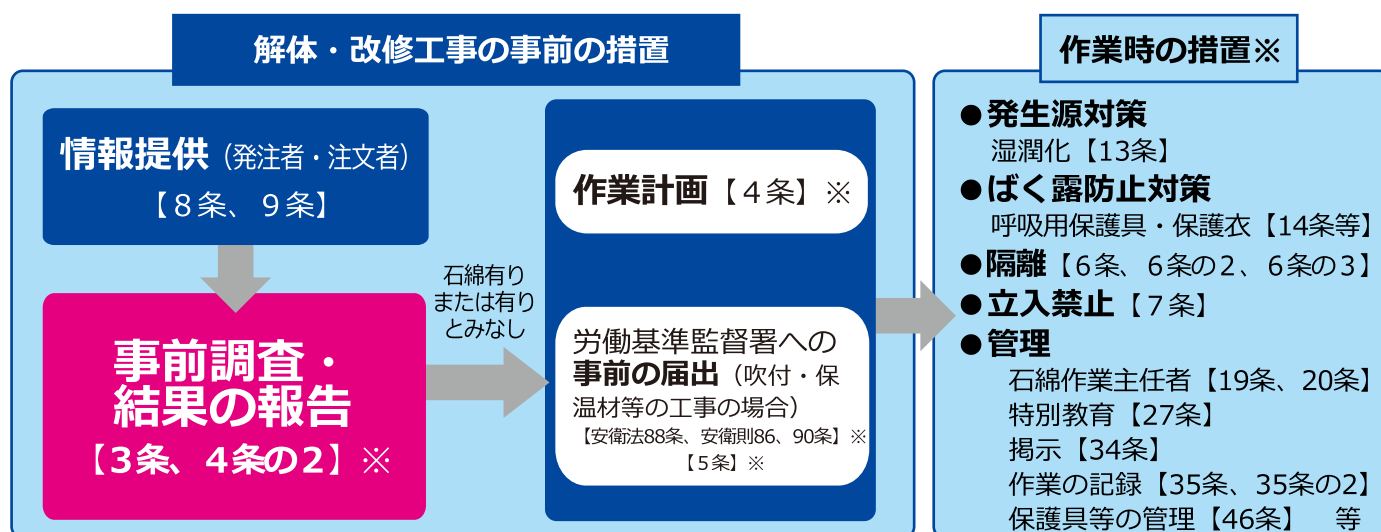
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、 一部の工作物の石綿事前調査には **資格取得が必要**になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



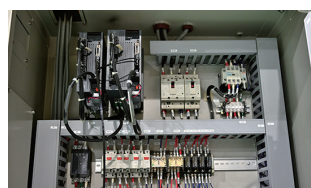
貯蔵設備



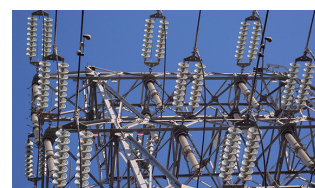
発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは **法令違反** です!

また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。



事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです※

いますぐご確認ください

※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|---|---|
| ☐ 反応槽 | ☐ 貯蔵設備※ ² |
| ☐ 加熱炉 | ☐ 発電設備※ ³ |
| ☐ ボイラー及び圧力容器 | ☐ 変電設備 |
| ☐ 配管設備※ ¹ | ☐ 配電設備 |
| ☐ 焼却設備 | ☐ 送電設備※ ⁴ |

いいえ



はい



既存の下記工作物の工事を行いますか？

- ☐ 煙突※⁵
- ☐ トンネルの天井板
- ☐ プラットホームの上家
- ☐ 遮音壁
- ☐ 軽量盛土保護パネル
- ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ☐ 観光用エレベーターの昇降路の囲い※⁶
- ☐ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい



いいえ



工作物石綿事前
調査者資格が

必要



建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

- ・ 工作物石綿事前調査者
- ・ 一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

のいずれかの資格が必要

工作物石綿事前
調査者資格は

不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。

※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。

※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。

※4 ケーブルを含む。

※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。

※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、 登録講習機関で受講できます！

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



環境省
Ministry of the Environment



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本足場（わく組足場以外）にかかる主な労働安全衛生法上の法規制

令和6年4月1日の労働安全衛生法改正により、**幅が1メートル以上の箇所において足場を使用する際は、原則本足場を使用し、一側足場を使用することができなくなります。**

本足場（わく組足場以外）の使用に当たっては、特に「足場用墜落防止設備」としての手すり等及び中さん等の設置、物体の落下による危険を防止するための幅木等の設備の設置が重要となります。これらの措置には複数の選択肢が存在しますので、現場の実情等に応じて適切な措置を検討し、講じてください。

墜落防止措置

わく組足場、一側足場以外の足場については、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、「足場用墜落防止設備」として、「手すり等」と「中さん等」を設置する必要があります。

足場等...高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備

同等以上の機能を有するものとしては、高さ85cm以上の防音パネル、ネットフレーム、金網が含まれます。

中さん等...高さ35cm以上50cm以下の柵又はこれと同等以上の機能を有する設備

同等以上の機能を有するものとしては、高さ35cm以上の幅木、防音パネル、ネットフレーム、金網、架設通路面と手すりの間において労働者の墜落防止のために有効となるようにX字型に配置された2本の斜材、が含まれます。

物体落下による危険防止措置

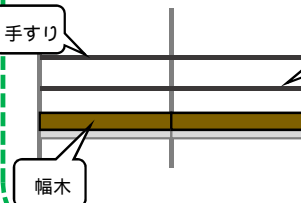
一側足場以外の足場については、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、「幅木等」を設置する必要があります。

幅木等...高さ10cm以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有するもの

同等以上の機能を有するものとしては、高さ10cm以上の防音パネル、ネットフレーム、金網が含まれます。

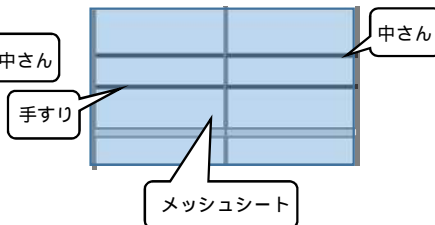
【措置例1】

手すり（高さ85cm以上）＋
中さん（高さ35～50cm）＋
幅木（高さ10cm以上）



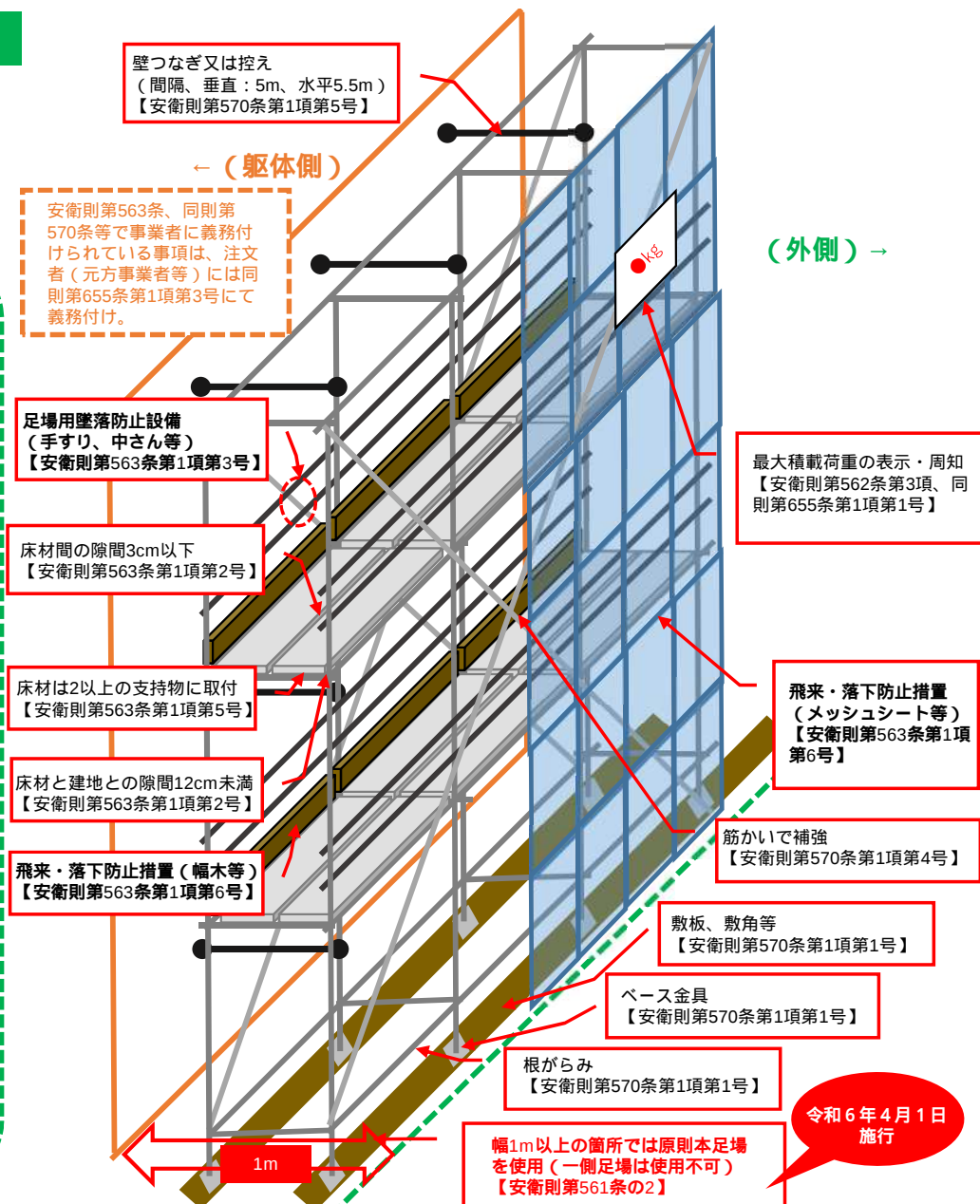
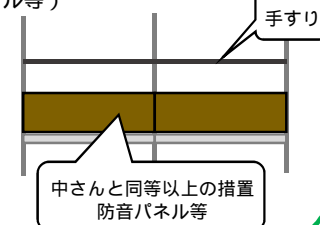
【措置例2】

手すり（高さ85cm以上）＋
中さん（高さ35～50cm）＋
メッシュシート



【措置例3】

手すり（高さ85cm以上）＋
中さんと同等以上の措置
（高さ35cm以上の防音パネル等）



わく組足場にかかる主な労働安全衛生法上の法規制

令和6年4月1日の労働安全衛生法改正により、**幅が1メートル以上の箇所において足場を使用する際は、原則本足場を使用し、一側足場を使用することができなくなります。**

本足場の内わく組足場の使用に当たっては、特に「足場用墜落防止設備」としての交さ筋かい、下さん、幅木等の設置、物体の落下による危険を防止するための幅木等の設備の設置が重要となります。これらの措置には複数の選択肢が存在しますので、現場の実情等に応じて適切な措置を検討し、講じてください。

墜落防止措置

わく組足場については、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、「足場用墜落防止設備」として、次の何れかの設備を設置する必要があります。

**交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の棧若しくは高さ15cm以上の幅木
又はこれらと同等以上の機能を有する措置**

〔同等以上の機能を有するものとしては、高さ15cm以上の防音パネル、ネットフレーム、金網が含まれます。〕

手すりわく

〔作業床から高さ85cm以上の位置に設置された手すり及び作業床から高さ35cm以上50cm以下の位置等に水平、鉛直又は斜めに設置された棧より構成されたわく状の丈夫な側面防護設備で十分な墜落防止の機能を有するものです。〕

物体落下による危険防止措置

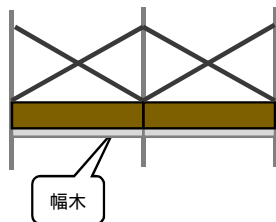
一側足場以外の足場については、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、「幅木等」を設置する必要があります。

幅木等...高さ10cm以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有するもの

〔同等以上の機能を有するものとしては、高さ10cm以上の防音パネル、ネットフレーム、金網が含まれます。〕

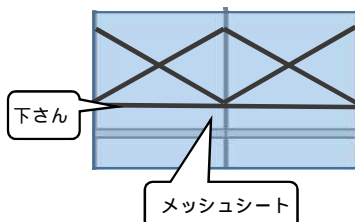
【措置例1】

交さ筋かい+
幅木（高さ15cm以上）



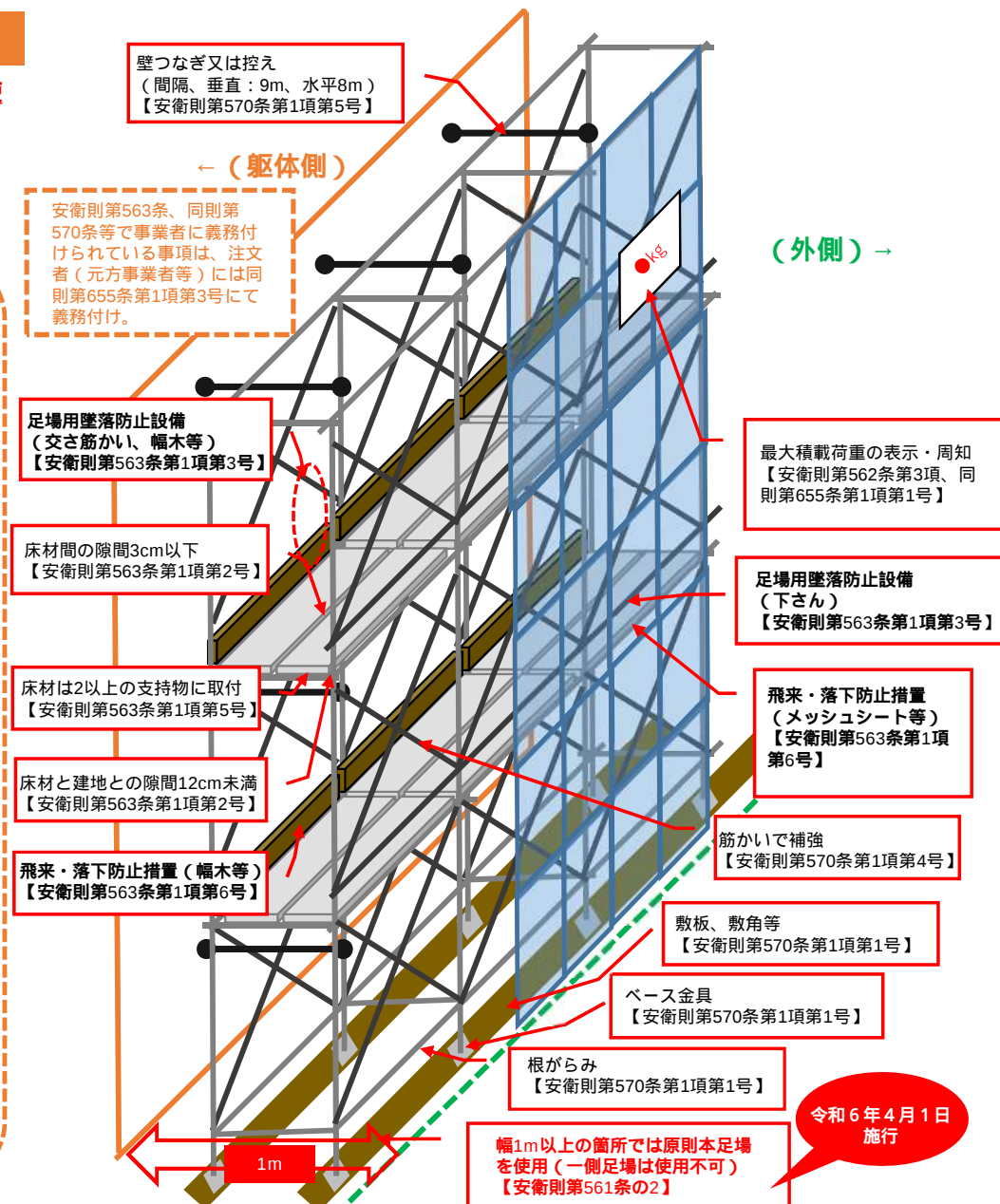
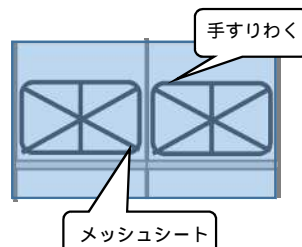
【措置例2】

交さ筋かい+
下さん（高さ15～40cm）+
メッシュシート



【措置例3】

手すりわく+
メッシュシート



一側足場にかかる主な労働安全衛生法上の法規制

令和6年4月1日の労働安全衛生法改正により、**一側足場を使用することができるのは、原則として幅が1メートル未満の箇所に限られます。**

一側足場の使用に当たっては、法令上は本足場で規定される「足場用墜落防止設備」の設置義務はありませんが、高さ2m以上の端部においては、少なくとも手すり等の墜落防止措置が必要となります。

また法的義務はありませんが、可能な限り、中さん、巾木等の設置に努めてください。

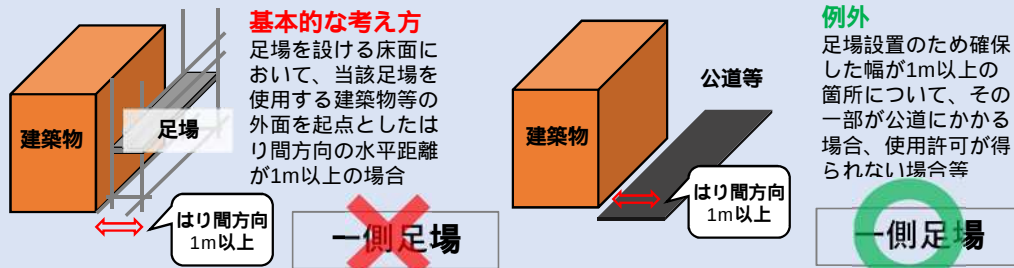
墜落防止措置

一側足場については、高さ2m以上の作業床の端部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、囲い、手すり、覆い等を設置する必要があります。

一側足場の使用範囲の明確化について

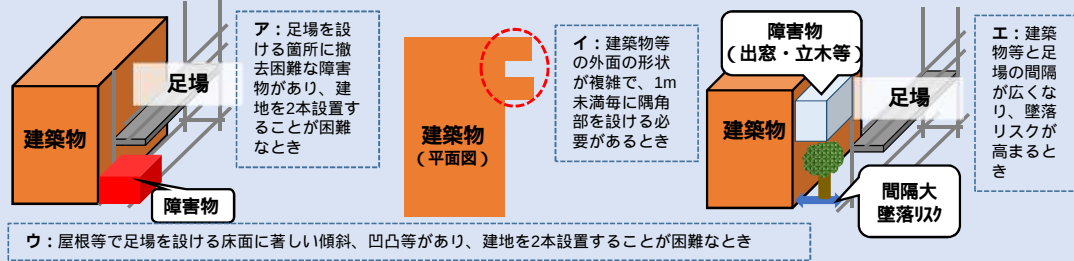
一側足場の使用の可否を判断する「幅1m以上」の箇所の判断は、以下の考え方で実施します。

1「幅が1m以上の箇所」について

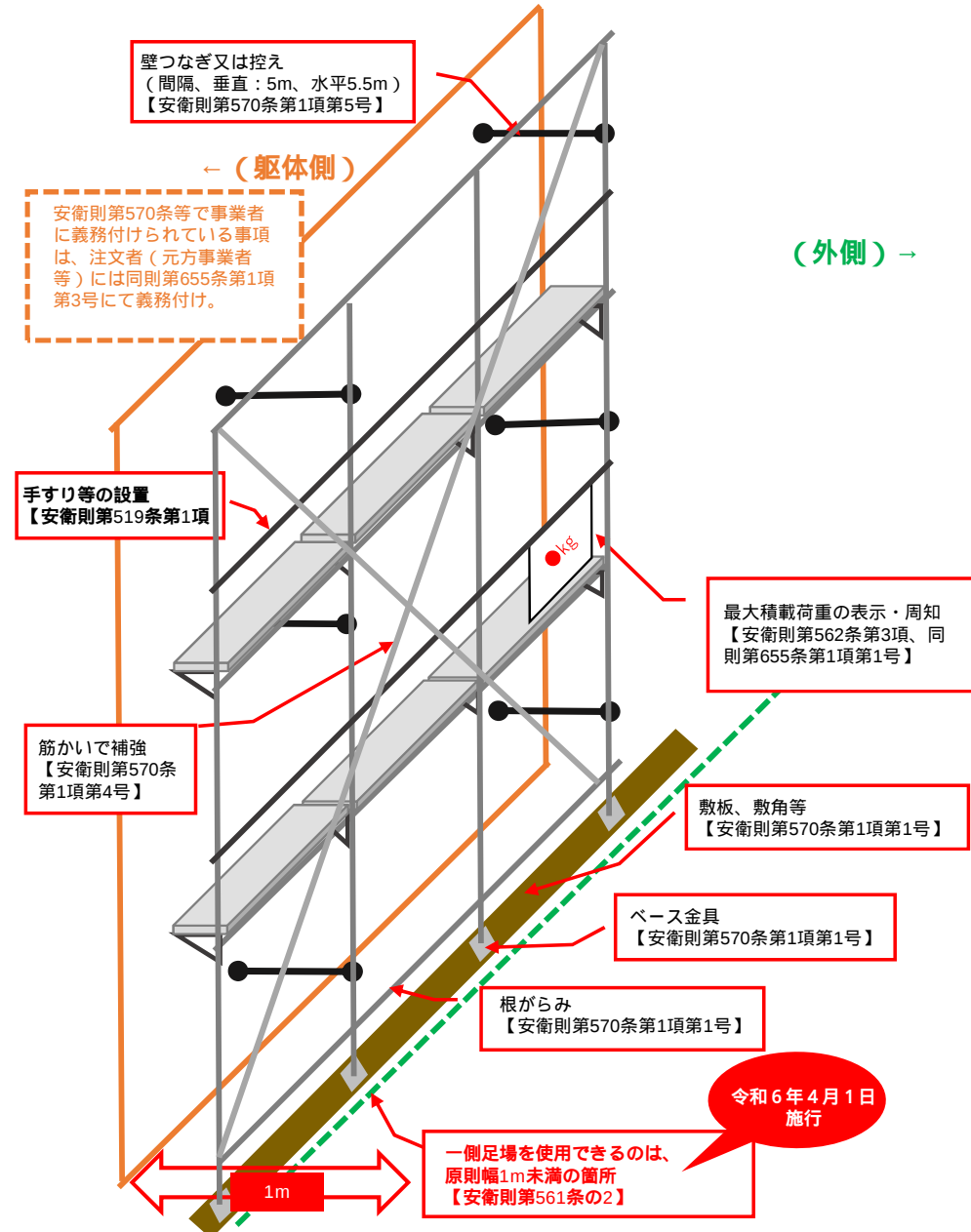


2「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」について（ア～エ）

はり間方向の水平距離が1m以上の場合でも本足場の使用が困難な以下の場合、一側足場の使用が可能です。

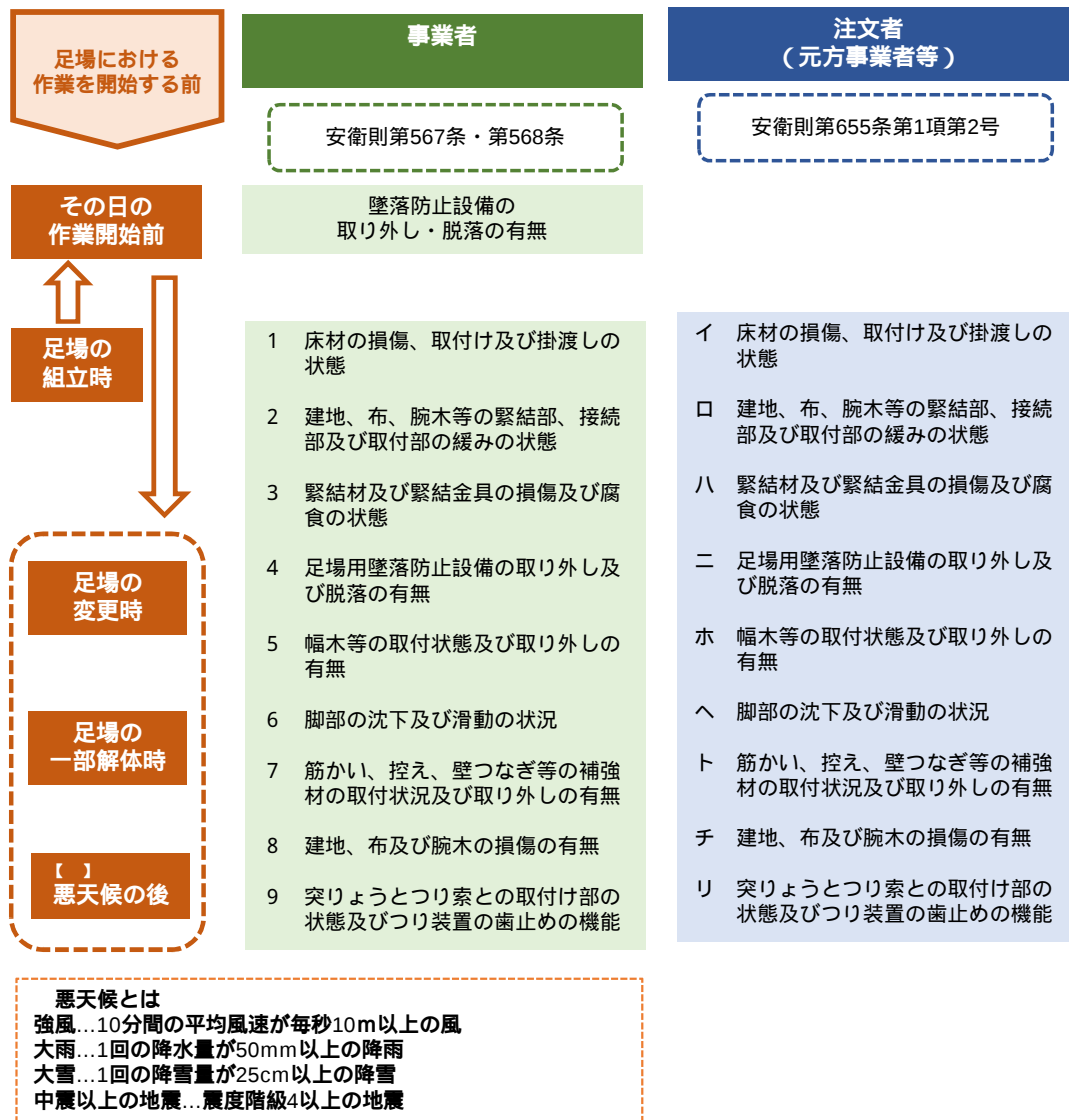


障害物等を理由として建地を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。



足場の点検等について

足場の安全点検を行う時季、点検事項



足場の安全点検の流れ

1. 点検者の指名

令和5年10月1日
施行

- 【点検者】足場の組立、一部解体又は一部変更後の点検は以下の者によることが望ましい
- 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - 全国仮説安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

【指名の方法】

- 書面で伝達する方法
- 朝礼等に際し口頭で伝達する方法
- メール、電話等で伝達する方法
- あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法

点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法

2. 指名された点検者による安全点検

「足場等の種類別点検チェックリスト」の活用が望ましい。

3. 点検結果の記録

令和5年10月1日
施行

【記録するべき事項】

- 点検の結果
- 点検者の氏名
- 点検結果に基づき修理等措置を講じた場合は、当該措置の内容

4. 点検結果の保存

【期間】足場を使用する作業を行う仕事終了するまでの間

作業主任者・特別教育

つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

足場の組立て、解体又は変更の作業（地上又は堅固な床上での補助作業の業務を除く）

足場の組立等作業主任者
技能講習修了者から、
足場の組立等作業主任者
を選任
(安衛則第565条)

作業主任者の氏名・職務
を掲示する等により関係
労働者に周知
(安衛則第18条)

作業主任者の職務

材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと
 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと
 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること
 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること

作業する労働者に特別教育を実施
(安衛則第36条第39号)

【関係法令（抜粋）】

労働安全衛生規則第519条（開口部等の囲い等）…**一側足場の場合の適用条文**

- 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆（おお）い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。
- 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第552条（架設通路）…**労働者が通行するために設けられる通路部分**

- 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。
 - 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。
 - 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）
 - 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下の柵又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中柵等」という。）
- 前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中柵等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
 - 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
 - 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 事業者は、前項の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中柵等を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならない。
- 労働者は、第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第561条の2（本足場の使用）…**令和6年4月1日施行**

事業者は、幅が一メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。

第562条（最大積載荷重）

- 事業者は、足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを超えて積載してはならない。
- 事業者は、第一項の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。

第563条（作業床）

- 事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。
 - つり足場の場合を除き、幅、床材間の隙間及び床材と建地との隙間は、次に定めるところによること。
 - 幅は、四十センチメートル以上とすること。
 - 床材間の隙間は、三センチメートル以下とすること。
 - 床材と建地との隙間は、十二センチメートル未満とすること。

- 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。）を設けること。
 - わく組足場（妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。）次のいずれかの設備
 - 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下の柵若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備
 - 手すりわく
 - わく組足場以外の足場 手すり等及び中柵等
- 腕木、布、はり、脚立（きятつ）その他作業床の支持物は、これにかかる荷重によつて破壊するおそれのないものを使用すること。
- つり足場の場合を除き、床材は、転位し、又は脱落しないように二以上の支持物に取り付けること。
- 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取り外す場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。
- 前項第二号ハの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、床材と建地との隙間が十二センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、適用しない。
 - はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が二十四センチメートル未満の場合
 - はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を二十四センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合
- 第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
 - 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
 - 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 第一項第五号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 - 幅が二十センチメートル以上、厚さが三・五センチメートル以上、長さが三・六メートル以上の板を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。
 - 足場板は、三以上の支持物に掛け渡すこと。
 - 足場板の支点からの突出部の長さは、十センチメートル以上とし、かつ、労働者が当該突出部に足を掛けるおそれのない場合を除き、足場板の長さの十八分の一以下とすること。
 - 足場板を長手方向に重ねるときは、支点の上で重ね、その重ねた部分の長さは、二十センチメートル以上とすること。
 - 幅が三十センチメートル以上、厚さが六センチメートル以上、長さが四メートル以上の板を床材として用い、かつ、前号ロ及びハに定める措置を講ずるとき。
- 事業者は、第三項の規定により作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちに当該設備を原状に復さなければならない。
- 労働者は、第三項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第565条（足場の組立て等作業主任者の選任）

- 事業者は、令第六条第十五号の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

労働安全衛生法施行令第6条第15号

つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）は、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業。

第566条（足場の組立て等作業主任者の職務）

事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。
- 一 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
- 四 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること

第567条（点検）

- 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、**点検者を指名して（令和5年10月1日施行）**、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。
- 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、**点検者を指名して（令和5年10月1日施行）**、作業を開始する前に、次の事項について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。
 - 一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
 - 二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
 - 三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
 - 四 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
 - 五 幅木等の取付状態及び取り外しの有無
 - 六 脚部の沈下及び滑動の状態
 - 七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無
 - 八 建地、布及び腕木の損傷の有無
 - 九 突りようとしてつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能
- 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事終了するまでの間、これを保存しなければならない。
 - 一 当該点検の結果及び**点検者の氏名（令和5年10月1日施行）**
 - 二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

第569条（丸太足場）

- 事業者は、丸太足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。
 - 六 一側足場、本足場又は張出し足場であるものにあっては、次に定めるところにより、壁つなぎ又は控えを設けること。
- 第一項第六号の規定は、窓枠の取付け、壁面の仕上げ等の作業のため壁つなぎ又は控えを取り外す場合その他作業の必要上やむを得ない場合において、当該壁つなぎ又は控えに代えて、建地又は布に斜材を設ける等当該足場の倒壊を防止するための措置を講ずるときは、適用しない。

第570条（鋼管足場）

- 事業者は、鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。
 - 一 足場（脚輪を取り付けた移動式足場を除く。）の脚部には、足場の滑動又は沈下を防止するため、ベース金具を用い、かつ、敷板、敷角等を用い、根がらみを設ける等の措置を講ずること。
 - 二 脚輪を取り付けた移動式足場にあつては、不意に移動することを防止するため、ブレーキ、歯止め等で脚輪を確実に固定させ、足場の一部を堅固な建築物に固定させる等の措置を講ずること。
 - 三 鋼管の接続部又は交差部は、これに適合した附属金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。
 - 四 筋かいで補強すること。

- 一側足場、本足場又は張出し足場であるものにあっては、次に定めるところにより、壁つなぎ又は控えを設けること。
 - イ 間隔は、次の表の上欄に掲げる鋼管足場の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下とすること。（表）
 - ロ 鋼管、丸太等の材料を用いて、堅固なものとすること。
- 八 引張材と圧縮材とで構成されているものであるときは、引張材と圧縮材との間隔は、一メートル以内とすること。
- 六 架空電路に近接して足場を設けるときは、架空電路を移設し、架空電路に絶縁用防護具を装着する等架空電路との接触を防止するための措置を講ずること。
- 2 前条第三項の規定は、前項第五号の規定の適用について、準用する。この場合において、前条第三項中「第一項第六号」とあるのは、「第五百七十条第一項第五号」と読み替えるものとする。

第571条（令別表第八第一号に掲げる部材等を用いる鋼管足場）

- 事業者は、令別表第八第一号に掲げる部材又は単管足場用鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場については、前条第一項に定めるところによるほか、単管足場にあつては第一号から第四号まで、わく組足場にあつては第五号から第七号までに定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。
 - 一 建地の間隔は、けた行方向を一・八五メートル以下、はり間方向は一・五メートル以下とすること。
 - 二 地上第一の布は、二メートル以下の位置に設けること。
 - 三 建地の最高部から測つて三十一メートルを超える部分の建地は、鋼管を二本組とすること。ただし、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。）が当該建地の最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の二分の一以下の荷重をいう。）を超えないときは、この限りでない。
 - 四 建地間の積載荷重は、四百キログラムを限度とすること。
 - 五 最上層及び五層以内ごとに水平材を設けること。
 - 六 はりわく及び持送りわくは、水平筋かいその他によつて横振れを防止する措置を講ずること。
 - 七 高さ二十メートルを超えるとき及び重量物の積載を伴う作業を行うときは、使用する主わくは、高さ二メートル以下のものとし、かつ、主わく間の間隔は一・八五メートル以下とすること。
- 前項第一号又は第四号の規定は、作業の必要上これらの規定により難い場合において、各支点間を単純ばりとして計算した最大曲げモーメントの値に関し、事業者が次条に定める措置を講じたときは、適用しない。
- 第一項第二号の規定は、作業の必要上同号の規定により難い部分がある場合において、二本組等により当該部分を補強したときは、適用しない。

第653条（物品揚卸口等についての措置）...元方事業者等注文者の義務規定

- 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆(おお)い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆(おお)い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。
- 注文者は、前項の場合において、作業床で高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所にあるものについては、労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。

第654条（架設通路についての措置）

- 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に架設通路を使用させるときは、当該架設通路を、第五百五十二条に規定する架設通路の基準に適合するものとしなければならない。

第655条（足場についての措置）

- 1 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。
- 一 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示すること。
- 二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、**点検者を指名して（令和5年10月1日施行）**、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検させ、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。
- イ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
- ハ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- ニ 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
- ホ 幅木等の取付状態及び取り外しの有無
- ヘ 脚部の沈下及び滑動の状態
- ト 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付けの状態
- チ 建地、布及び腕木の損傷の有無
- リ 突りようとり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能
- 三 前二号に定めるもののほか、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第十章第二節（第五百五十九条から第五百六十一条まで、第五百六十二条第二項、第五百六十三条、第五百六十九条から第五百七十二条まで及び第五百七十四条に限る。）に規定する足場の基準に適合するものとする。
- 2 注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。
- 一 当該点検の結果及び**点検者の氏名（令和5年10月1日施行）**
- 二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

足場等の種類別点検チェックリスト - () 足場用 - (注1)

足場等点検チェックリスト

工事名() 工期(~)(注2)

事業場名()

点検者職氏名()(注3)

点検日 年 月 日

点検実施理由(悪天候後、地震後、足場の組立て後、一部解体後、変更後)(その詳細)(注4)

足場等の用途、種類、概要()(注5)

点検事項(注6)	点 検 の 内 容(注7)	良否(注8)	是正内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態				
4 足場用墜落防止設備)の取外し及び脱落の有無(注11)				
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無				
8 建地、布及び腕木の損傷の有無				
9 突りようとり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能				

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、 以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
 - ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
- については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

労働安全衛生規則（貨物自動車関係） が改正されました！

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、**最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大するもの。**

なお、上記のうち、保護帽を着用させる義務の拡大については、平ボディ車、ウイング車、テールゲートリフターが設置されているもの等、いわゆる転落のおそれのある荷台上で荷役作業を行う場合に対象となります。



昇降設備の例



保護具着用の例



テールゲートリフターの例

2 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

労働安全衛生法第59条第3項に規定する**特別教育が必要な業務**として、**テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）を追加するもの。（※裏面参照）**

＜特別教育の内容＞

テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学科教育（計4時間）及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育（2時間）

（6月以上の実務経験を有する者等は一部の科目・実技を省略可能）



主なテールゲートリフターの種類

〈昇降タイプ〉



垂直式

垂直に移動(昇降)するので不安定な積荷に適しています



チルト式

円弧を描くように移動(昇降)し、接地時に昇降板が傾く特性があります

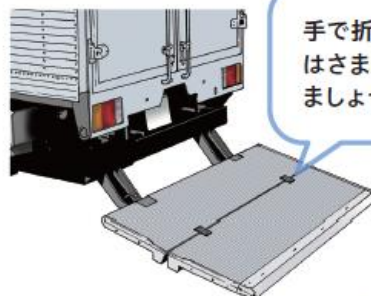
〈昇降板の格納タイプ〉



後部格納式

ロックを忘れずに使用しましょう

テールゲート(後部扉)に格納するタイプです。TGLを展開しないと扉の開閉ができません。



床下格納式

手で折りたたむ際はさまれに注意しましょう

荷台の床下に格納するタイプです。TGLに関係なく、扉を開閉できます。

※ 種類・積載能力に関係なく特別教育の対象となります

3 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とするもの。

4 施行日

1 及び 3 については、令和 5 年 10 月 1 日

2 (特別教育関係) については、令和 6 年 2 月 1 日

お問い合わせ

稚内労働基準監督署

電話 0162-73-0777

第10次 粉じん障害防止総合対策の 実施をお願いします



第10次粉じん障害防止総合対策の重点事項（詳細は中面）

1. 呼吸用保護具の使用の徹底および適正な使用の推進
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. じん肺健康診断の着実な実施
4. 離職後の健康管理の推進
5. その他地域の実情に即した事項
 - ・ アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業
 - ・ 金属等の研磨作業
 - ・ 岩石・鉱物のばり取り作業、鉱物等の破碎作業 など

粉じん障害によるじん肺とは



正常な肺



じん肺に罹患した肺

主に小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長年吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなってしまふ病気で、根本的な治療がありません。

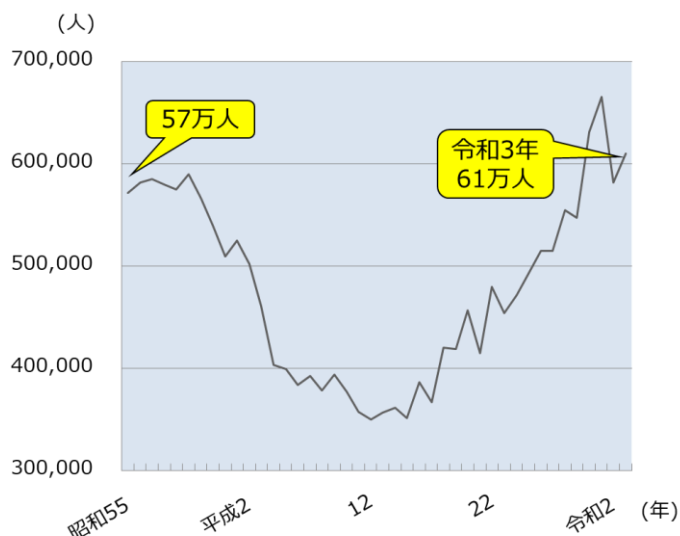
いったんじん肺にかかると正常な肺には戻らず、病気は進行します。

粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底し、じん肺にかからないように予防することが重要です。

事業者の皆さまにお願いしたい重点措置について

このたび、厚生労働省は、「第10次粉じん障害防止総合対策（令和5年度～令和9年度）」を策定しました。新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、大幅に減少しています。近年、その数は100人台で推移しておりますが、粉じん作業従事労働者は増加傾向で60万人を超えており、粉じんばく露防止対策を継続して推進する必要があります。

事業者の皆さまは、総合対策に基づき粉じん障害防止措置の徹底をお願いします。粉じん作業に従事する労働者の方も、防止措置を実施しましょう。



粉じん作業従事労働者の年次推移
(昭和55年～令和3年)

1. 呼吸用保護具の使用の徹底と適正な使用の推進

労働者に対し、防じんマスクなどの使用の必要性について教育をお願いします。また、「粉じん保護具着用管理責任者」を選任し、以下のことを実施させましょう。

- 呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- 呼吸用保護具の保守管理や廃棄
- 呼吸用保護具のフィルタ交換の基準を定め、フィルタ交換を管理
また、それを記録する台帳の整備
- 呼吸用保護具の適正な着用

解体作業等で、法令上必要にもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクなどを外させることは認められません。

電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう

電動ファン付き呼吸用保護具は、マスク面体内が陰圧にならないため、防護性能が高く、楽に呼吸できます。

じん肺管理区分が管理2、管理3イの労働者が粉じん作業に従事する場合には、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させることが望ましいとされています。



2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策を徹底しましょう。

特に、一部作業で着用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具の使用は、作業中にファンが有効に作動する必要があるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備を備え付けましょう。

ガイドラインの主な内容

- 換気装置による換気の実施等
- 換気の実施等の効果を確認するための、ガイドラインで定めた方式による粉じん濃度測定の実施およびその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施
- コンクリート等を吹き付ける場所における作業等に従事する労働者に対する電動ファン付き呼吸用保護具の使用
- 発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置

3. じん肺健康診断の着実な実施

労働者の健康管理のためにじん肺健康診断を下記の表に示す頻度で実施し、じん肺健康管理実施状況報告を毎年提出しましょう。

粉じん作業に労働者を従事させる際には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者には義務づけられています。



定期じん肺健康診断の頻度

じん肺管理区分	粉じん作業従事との関連	頻度
管理 1	常時粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
管理 2	常時粉じん作業に従事したことがあり、 現に非粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
管理 3	常時粉じん作業に従事したことがあり、 現に非粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	

4. 離職後の健康管理の推進

事業者は、離職する方に対して、健康管理手帳制度を周知してください。

じん肺管理区分2または3の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所持者は無料で健康診断を年に1回受けることができます。

じん肺は経過が長く、長期的な健康管理が重要です。

5. その他地域の実情に即した事項

各地域の実情に応じて引き続き粉じん障害防止対策をお願いします。

- アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業
- 金属等の研磨作業
- 岩石・鉱物のばり取り作業、鉱物等の破碎作業



じん肺に関する措置について

じん肺所見がある方に対しては、「じん肺管理区分」に応じた適切な就業上の措置を実施しましょう。

じん肺所見	じん肺管理区分	就業上の措置
なし	管理 1	就業上の特別の措置なし
あり	管理 2	粉じんばく露の低減措置の努力義務
	管理 3 イ	
	管理 3 ロ	作業転換の努力義務
	管理 4	療養
	管理 2 または 3 で合併症罹患	療養

厚生労働省ウェブサイト

- ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080529-1.html>
- 離職するじん肺有所見者のためのガイドブック
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000152476.html>

※ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部健康主務課または労働基準監督署へお問い合わせください。

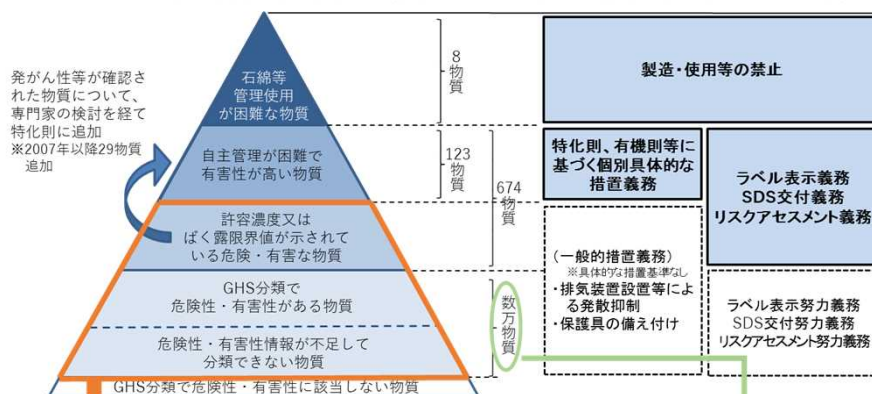


労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

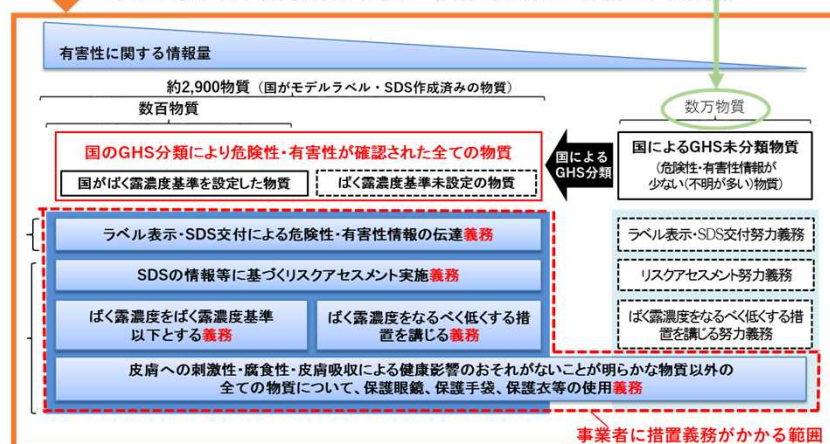
国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾患も後を絶ちません。

これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。

<これまでの化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務対象物質（リスクアセスメント対象物※）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。
 - このうち、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで区分1に分類された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。
- ※ 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センターのウェブサイト(CAS登録番号付き)で公開されています。
https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

2024(R6).4.1施行

※リスクアセスメント対象物：

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

2023(R5).4.1施行

- i 代替物等を使用する
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
- iii 作業の方法を改善する
- iv 有効な呼吸用保護具を使用する

② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として

2024(R6).4.1施行

厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

(2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

(1)①に関する部分

2023(R5).4.1施行

(1)②に関する

2024(R6).4.1施行

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質※）は30年間保存です。

※ リスクアセスメント対象物のうち、国が行うGHS分類の結果、発がん性区分1に該当する物質（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)① i ~ ivの方法等で、最小限度にするように努めなければなりません。

努力義務

2023(R5).4.1施行

1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者

努力義務

2023(R5).4.1施行

- ▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

義務

2024(R6).4.1施行

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

努力義務

2023(R5).4.1施行

- ▶ 保護眼鏡、保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

1-4 衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に、1-2(1)と1-8(1)に関する以下
①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況
の調査審議を行うことを義務付けます※。

①に関する部分 2023(R5).4.1施行

②～④に関する部分 2024(R6).4.1施行

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

1-5 がん等の遅発性疾病の把握強化

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に複数の労働者が同種
のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かな
なければなりません。

2023(R5).4.1施行

また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事
業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。

1-6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

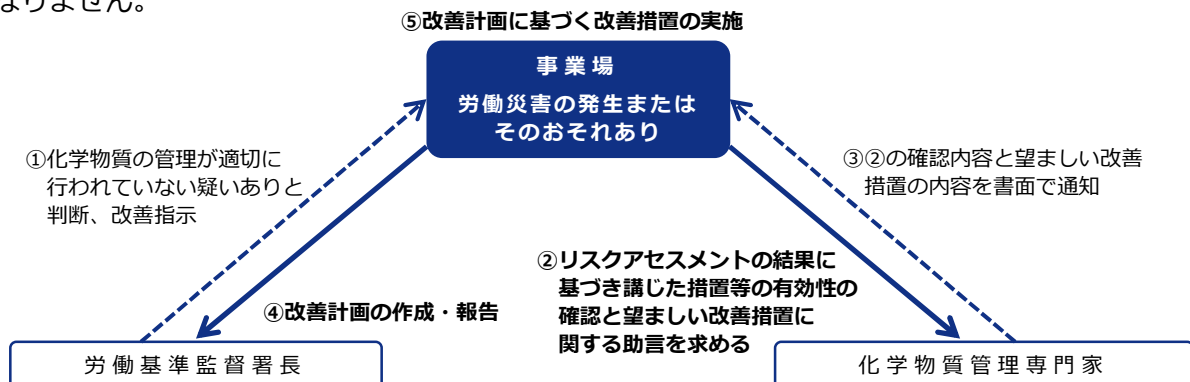
リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害
を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスマ
ント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

2023(R5).4.1施行

1-7 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、
その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に対
し、改善を指示することができます。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（厚生労働大臣告示で定める要件を満たす者）から、
リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受け
た上で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなけれ
ばなりません。

2024(R6).4.1施行



1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）

(1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

2024(R6).4.1施行

- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。
- 1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。
- 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に関する健康診断は**30年間**）保存しなければなりません。

(2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物のうち、労働者ががん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。また、その記録を**30年間保存**しなければなりません。

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習※の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図のとおりです。

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

(3) 職務

- ラベル・SDS等の確認
- 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

保護具について一定の経験及び知識を有する者（令和4年5月31日付け基発0531第9号通達のとおり）

(3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

2-3 雇入れ時等教育の拡充

雇入時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていましたが、この省略規定を廃止します。危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。

2024(R6).4.1施行

2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。

2023(R5).4.1施行

- ・ 食料品製造業
食料品製造業のうち、うま味調味料製造業と動植物油脂製造業は、すでに職長教育の対象です。
- ・ 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できます。この改正は、通知方法の柔軟化を行うものなので、従来の方法のままでも問題ありません。

2022(R4).5.31(公布日)
施行

改正前

- ・ 文書の交付
- ・ 相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）

改正後

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能

- ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・ FAX送信、電子メール送信
- ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

3-2 SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新

2023(R5).4.1施行

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知することとします。

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等も、同様の更新と通知が努力義務となります。

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

3-3 SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

2024(R6).4.1施行

- SDSの通知事項に新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。

※ SDSの記載に当たっては、想定される用途（推奨用途）での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要なとされる保護具の種類を必ず記載してください。

- SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となります。

※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。

また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

- ・ ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・ 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合 等

3-5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

2023(R5).4.1施行

安衛法第31条の2の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされています。この措置の対象となる設備の範囲が広がり、化学設備、特定化学設備に加えて、SDS等による通知の義務対象物の製造・取扱設備も対象となります。

4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

2023(R5).4.1施行

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。

※ 健康診断、保護具、清掃などに関する規定は、認定を受けた場合でも適用除外となりません。

5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

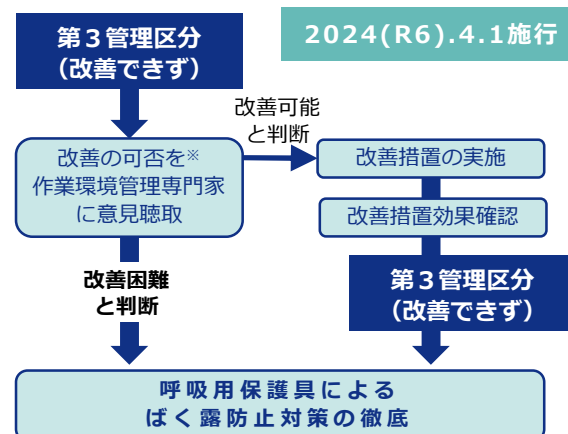
2023(R5).4.1施行

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できます。

6 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

(1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。
- ② ①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。



※作業環境管理専門家の要件は通達で示しています。

(2) (1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と

(1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)①、②及び(3)①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。
- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届出を提出すること。

(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① 6か月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

(4) その他

- ① (2)①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。
- ② (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。

新たな化学物質規制項目の施行期日

	規 制 項 目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理 体系の見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	●
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	●
	がん等の遅発性疾病の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	
実施体制の 確立	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の 強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
	管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和		●	
	第三管理区分事業場の措置強化			●

制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・制度の内容に関する相談
- ・職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・リスクアセスメントの実施方法等

事業者のための化学物質管理無料相談窓口

開設期間、受付時間、

問い合わせ先（電話、メールアドレス）等はこちら→



皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性*」の保護具の使用」が義務化されます

*有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことのいずれの要素も含む。

Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A：皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質（①）**、**皮膚吸収性有害物質（②）**が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則 対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
--------------	---------------------	---------------	---------------------



従来通り保護具
着用の義務あり。

皮膚等障害化学物質 1,064物質
今般新たに保護具着用が義務化。

↑皮膚等障害化学物質
リストはこちら

①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが
明らかな化学物質
→**局所影響**（化学熱傷、接触性皮膚炎など）



②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、
健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質
→**全身影響**
（意識障害、各種臓器疾患、発がんなど）



Q：保護具の管理は誰が行うのですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A：保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

【保護具着用管理責任者とは】

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果
に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具
着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保
守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

【職務および権限】

- ①保護具の**適正な選択**に関すること。
- ②労働者の**保護具の適正な使用**に関すること。
- ③保護具の**保守管理**に関すること。

Q：保護具を使用しないとどうなりますか？ →詳細は第2章第1節を確認

A：皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が
発生する可能性があります。

【最近の皮膚等障害事案の状況】

- ・労働災害事例のうち、経皮ばく露による皮膚障害が最多。
- ・特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事案も発生。

【労働災害事例】

スコップで水酸化ナトリウムと廃油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、
作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。
なお、作業者の服装は、通常の作業着に**化学防護手袋でない一般のビニル手袋**、ゴム
長靴、さらに**化学防護服ではないナイロン製ヤッケ**を着用している作業者もいた。皮膚に
障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していな
かったこと**、作業者および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していな
かったことが原因と考えられている。



手の防護については、一般的なビニル手袋などではなく、適切な化学防護手袋などを使用することが重要です。

A : 不浸透性の保護具として、保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡などがあります。

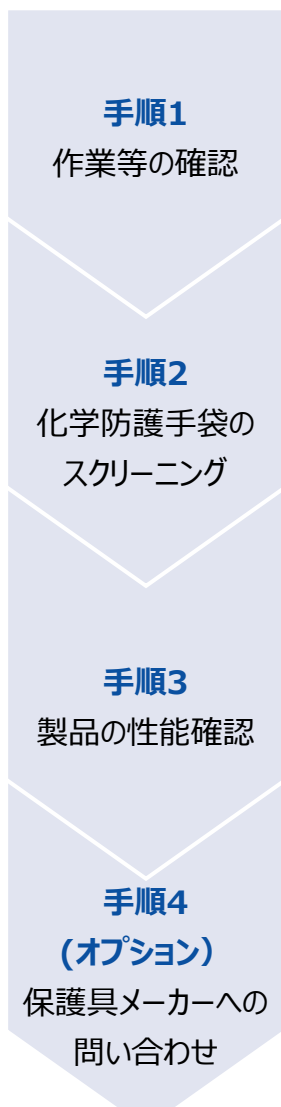
皮膚障害等防止用保護具

- 皮膚障害等防止用保護具は、右図に示すような安衛則594条の2において皮膚等障害化学物質等に対して着用しなければならない不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等の保護具を指します。
- マニュアルでは、保護手袋のうち**化学防護手袋**の選定方法などを示しています。
- 化学防護手袋は**軍手等の一般作業用手袋と異なるため、適切な化学防護手袋**を選定・使用することが重要です。



A : 以下の手順1から4に従って適切な不浸透性の手袋を選定します。

化学防護手袋の選定フロー



手順1（作業等の確認）

作業や取扱物質について確認

- 取扱物質が皮膚等障害化学物質か。
- 作業内容と時間はどの程度か。

手順2（化学防護手袋のスクリーニング）

化学防護手袋の材料ごとの耐透過性データを確認し、候補を選定

- 耐透過性能一覧表（参考資料2）で取扱物質を確認。
- 手順1で確認した作業内容・時間を参考に作業分類を確認。
- 作業パターンに適した耐透過性レベルの材料候補を選定。

手順3（手袋製品の性能確認）

化学防護手袋の説明書等で製品の具体的な性能を確認

- 材料名、化学防護手袋をキーワードにインターネットで検索する等して参考情報を確認。
- 説明書等で規格、材料、耐浸透性能、耐透過性能等に適しているかを確認。ただし、耐透過性能の情報がない場合は耐透過性能一覧表のデータにより選択して差し支えない。

手順4（保護具メーカーへの問い合わせ（オプション））

保護具メーカーへ必要な製品の情報を確認

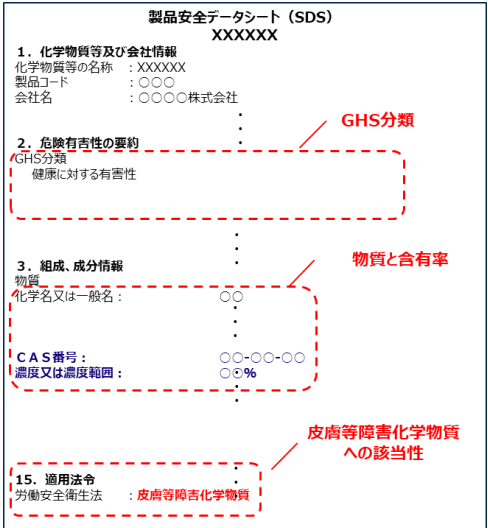
- 必要に応じ、取扱物質、作業内容等を保護具メーカーへ連絡し、化学防護手袋の選定の助言を受ける（必須ではない）。

● 取扱物質が皮膚等障害化学物質か

- ・取扱物質のSDSやメーカーのウェブサイトを確認し、**「15. 適用法令」の表示に「皮膚等障害化学物質等」の記載の有無**を確認する。
- ・SDSの危険有害性の区分を確認し「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」、または「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかが**区分1**である場合は、「皮膚等障害化学物質等」に該当する。
- ・SDSの「15. 適用法令」や有害性区分に該当する記載がない場合は、**「3. 組成、成分情報」の成分名**を参考資料1に掲載されている物質リストと照合し、該当の有無を確認すること。



←参考資料1
皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく
不浸透性の保護具等の使用義務物質のリスト



● 皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質か

- ・成分の名称と参考資料1の物質リストを照合し、**皮膚刺激性有害物質または皮膚吸収性有害物質の欄に「●」の記載がある場合**、皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質と判断することができる。
- ・この場合、**不浸透性の手袋などの保護具**を着用しなければならない。

作業内容と時間を確認

化学物質が、誰に、どのような状況で付着する可能性があるかを確認する。以下の確認シート（例）を参考に確認のこと。

項目	内容（例）	記入イメージ
使用時の状況	これまでの作業で化学物質が手に付着したことがあるか。	はい/いいえ
	付着したことがある場合、手にどの程度付着したことがあるか。	有機溶剤の投入時のたれや飛沫で手の一部に付着するほか、ウエス等で拭き上げる際に手のひら全体に付着する
作業時間	準備、後片付けも含めて化学物質が皮膚に付着する可能性のある時間はどの程度か。 なお、作業時間は化学物質に触れる時間ではなく、化学物質に触れる可能性のある作業を開始してから終了するまでの時間である。	1～2時間程度

手順2（化学防護手袋のスクリーニング①）→詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①、②に基づき使用可能な化学防護手袋の材料を確認します。

スクリーニング手順①：取扱物質や作業内容・時間を基に使用可能な耐透過性クラスを確認。

スクリーニング手順②：①で確認した耐透過性クラスを基に耐透過性能一覧表から使用可能な材料を確認。

【耐透過性能一覧表（抜粋）】：マニュアル巻末に参考資料2として添付。

構造分類番号	CAS登録番号	物質名称	材料 厚さ (mm)	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム	ブチルゴム	...	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)
				0.1	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35		0.062	0.06
316,442	100-02-7	p-ニトロフェノール		○	○	○	○	○	○		○	○
502	10025-67-9	一塩化硫黄		×	△	○	○	×	×		×	○
480	10025-78-2	トリクロロシラン		×	×	△	△	×	×		○	○
360	10025-87-3	塩化ホスホリル		×	×	×	×	×	○		○	-

手順3（化学防護手袋のスクリーニング②）→詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①：使用可能な耐透過性クラスの確認

前項で確認した作業時間・内容に応じて、下表より使用可能な耐透過性クラスを確認する。

使用可能な耐透過性クラス※1 (JIS T 8116に基づく)		作業分類1 接触が大きい作業※2	作業分類2 接触が限られている作業※2	作業分類3 接触しないと想定される作業※3
 耐透過性クラス5、6  耐透過性クラス3、4  耐透過性クラス1、2		手を浸漬するなど、 手や腕全体 が化学物質に触れる作業やウェスで拭きとる等で 手のひら全体 が化学物質に触れる作業等、 化学物質に触れる面積が大きい作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手が浸漬するなど、大きな面積が化学物質に触れてしまう おそれが高い作業 。	作業分類1以外で、 指先に 化学物質に触れる作業や 飛沫により液滴が手に触れる 作業等、 手の一部が化学物質に触れる作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手の一部が化学物質に触れてしまう おそれが高い作業 。	化学物質を取り扱うが、 化学物質に触れることは通常想定されない作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が発生した際に、 飛沫等がかかるおそれがある 作業。 本分類では 化学物質に触れた際はその時間を起点に、取扱説明書に記載の使用可能時間以内に速やかに手袋を交換 する。
作業時間	240分超		 	  
	60分超 240分以下	 	  	  
	60分以下	  	  	  

※2：なお異常時や事故時において化学物質に触れ、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するシナリオに応じた保護手袋、保護衣等を選定の上、着用すること。

※3：密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて手袋を着用する。

作業時間

・作業時間に応じて、**60分以下**、**60分超240分以下**、**240分超**の3つのうちいずれに該当するか確認する。

※なお、作業時間は化学防護手袋を装着してから脱着するまでの時間。

作業内容に応じた作業分類

・作業内容に応じて、通常時・異常時において、化学物質が皮膚へ付着する状況を考慮し、作業分類を行う。

・作業分類は、「**作業分類1（接触が大きい作業）**」、「**作業分類2（接触が限られている作業）**」、「**作業分類3（接触しないと想定される作業）**」の3つ。

スクリーニング手順②：使用可能な材料の確認

・耐透過性能一覧表から、取り扱う化学物質の情報を「**CAS登録番号**」もしくは「**物質名称**」で検索する。

・スクリーニング手順①で確認した使用可能な耐透過性能を満たす材料を確認し、それらの材料を候補とし、実際の製品を選択する。

【混合物取り扱い時の対応】

混合物を取り扱う際は、一覧表の情報や混合物に対する耐透過試験を行う等で、**混合物中の全ての物質に対して、作業時間中に破過しない材料から手袋を選定**する。しかし、全ての物質に対して60分以上の材料が存在しない場合は、対応方針を検討する。考え方の例は以下のとおり。

例1) 混合物中の**複数の化学物質に対する破過時間が最も長く使用できる材料**から手袋を選定する
混合物中の皮膚等障害化学物質に該当する**複数の化学物質に対して最も良い耐透過性能を示す材料を選択**する。使用する際は、選択した材料の手袋のうち最も短い耐透過性能を示す物質の作業時間以内に交換する。

例2) **混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう、複数の材料の手袋を重ねて選定**する
皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質のいずれについてもスクリーニング手順1で整理した使用可能な耐透過性能を満たすように、**複数材料を選択**する。使用する際は、**選んだ複数の材料の手袋を重ねて使用**する。

【混合物の選択例 1：耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

CAS登録番号	物質名称	材料	...	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム (ラテックス)	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニル アルコール (PVA)	...	バイトン/ ブチルゴム	...	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)	...
		厚さ (mm)	...	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18 *0.13	-	...	0.3	...	0.062	0.06	...
1308-38-9	酸化クロム (Ⅲ)			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	◎	
1330-20-7	キシレン			×	△	-	×	△	×	◎		◎		◎	◎	
149-57-5	2-エチルヘキサン酸			○	◎	◎	△	◎	○	△		◎		◎	-	
75-07-0	アセトアルデヒド			×	×	×	×	◎	×	△		△		◎	◎	
84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル			○	◎	◎	△	◎	△	◎		◎		◎	◎	
96-29-7	ブタン-2-オン=オキシム			○	◎	◎	×	◎	△	-		◎		-	-	

混合物中の化学物質に対する耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する。



混合物に対して、全ての物質に対して
耐透過性能を示す材料を選択する。

具体的な化学防護手袋の選択の例を示す。

- ✓ 全て△以上の耐透過性を有する**ブチルゴム (0.35mm)** もしくは **バイトン/ブチル (0.3mm)** の材料の手袋を使用。
- ✓ △でよいかどうかは、手順 3 の表で確認する。

【混合物の選択例 2：いずれも透過しないよう複数の手袋を重ねて選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

CAS登録番号	物質名称	材料	...	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム (ラテックス)	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニル アルコール (PVA)	...	バイトン/ ブチルゴム	...	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)	...
		厚さ (mm)	...	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18 *0.13	-	...	0.3	...	0.062	0.06	...
1308-38-9	酸化クロム (Ⅲ)			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	◎	
1330-20-7	キシレン			×	△	-	×	△	×	◎		◎		◎	◎	
149-57-5	2-エチルヘキサン酸			○	◎	◎	△	◎	○	△		◎		◎	-	
75-07-0	アセトアルデヒド			×	×	×	×	◎	×	△		△		◎	◎	
84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル			○	◎	◎	△	◎	△	◎		◎		◎	◎	
96-29-7	ブタン-2-オン=オキシム			○	◎	◎	×	◎	△	-		◎		-	-	

混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう複数の材料を選択する。



作業時間、作業分類から必要な
耐透過性能に応じて材料を選択する。

化学防護手袋の選択の例を示す。

- ✓ ◎の材料を選ぶ場合（全ての化学物質の耐透過性能が「◎」となる）：
ニトリルゴム (0.45mm) と多層フィルム (LLDPE) (0.062mm) を重ねて使用
- ✓ ○の材料を選ぶ場合（全ての化学物質の耐透過性能が「○」となる）：
ニトリルゴム (0.2mm) と多層フィルム (LLDPE) (0.062mm) を重ねて使用
- ✓ △の材料を選ぶ場合（全ての化学物質の耐透過性能が「△」となる）：
ネオプレンゴム (0.18mm) と PVA (－) を重ねて使用

※ LLDPE (Linear Low Density Polyethylene) は直鎖低密度ポリエチレンの略。
EVOH (Ethylene-vinylalcohol copolymer) はエチレンビニルアルコール共重合体の略。
※ 上記の組合せ以外にも他の材料を選択することが可能。

- ✓ 耐透過性能のクラス（クラス1～6）を確認する。
- ✓ 取り扱う化学物質の有害性や作業内容・時間を考慮し、十分な耐透過性クラスを有しているかを確認する。耐透過性能に関する情報が得られない場合は、耐透過性能一覧表のデータにより選択して差し支えない。



- ✓ より高度な管理のため、より詳細な情報を入手したい場合などについては、**必要に応じて**保護具メーカーに問い合わせることも考えられる（**必須ではない**）。
- ✓ 問合せ時、取扱物質製品の SDS とともに右記の項目等について連絡するとよい。

項目	内容
対象	化学防護手袋の製品名、型番
取扱物質	性状（固体/液体/気体） 物質名 CAS登録番号 各物質の含有率
作業	作業内容 作業時間



化学防護手袋の使用 チェックリスト →詳細は第4章を確認

■ 化学防護手袋を使用する際には以下の項目等に留意しましょう

☑して確認してみましょう

使用前の留意点

☐ 着用前の傷・穴あき確認

新品であっても傷や穴が空いている可能性がある。

【作業者】

手袋を開いて空気を入れ、袖口部分を折り返し、手袋内部の空気を閉める方法等で、漏れないかを確認する。

☐ サイズ、アレルギーの確認

手袋のフィット感は作業性に大きく影響する。
また、手袋の材料によってはアレルギー反応を引き起こすことがある。

【作業者】

事前に数種類のサイズの手袋を試着し、手にあっているかを確認。また、事前の試着時に皮膚に異常がないかも併せて確認する。

☐ 手の状態確認

手袋は爪等の内部要因によって亀裂が入ってしまう可能性がある。
手に傷がある場合、傷から化学物質が侵入してしまう可能性がある。

【作業者】

爪を適切に手入れすること
着用前には手を洗い、汚れを落とすこと
また、手の傷を確認し、必要に応じて医療機関を受診する。

使用中の留意点

☐ 設定した使用時間・方法を守る

手袋の選定時に設定した使用可能時間や使用方法を逸脱した使用は、化学物質の透過、浸透により手袋内部に侵入する可能性がある。

【保護具着用管理責任者】

事前に使用可能時間、使用方法を設定し、それらを作業者に周知する。

【作業者】

設定された使用方法から逸脱せず使用する。一度でも磨耗、突刺し、引裂き、切創等の外的ダメージを直接受けた、またはそのおそれのある化学防護手袋は、たとえ外観に損傷がなくても、保護具着用管理責任者に申し出て交換する。

☐ かぶれやかゆみが生じたら使用をやめる

化学物質は気づかぬうちに手袋を透過・浸透している可能性がある。

【作業者】

手や腕にかぶれやかゆみ等が生じたら、使用をやめ、すぐに手を洗う必要がある。その後、管理者へ報告し、管理責任者へ報告し、指示を仰ぐ。

【保護具着用管理責任者】

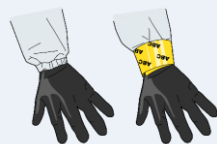
管理者や管理責任者は必要に応じて医療機関の受診を勧める。

☐ 化学物質のたれを防止する

蒸気（ガス）状の化学物質も含め、化学物質が袖口から侵入する可能性がある。

【作業者】

作業に応じて袖口を不浸透性のテープで止める等の対応が必要である。

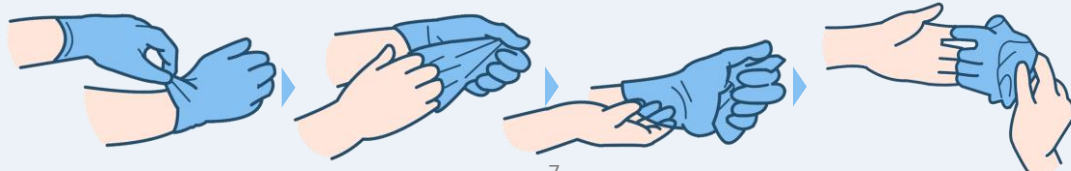


使用後の留意点

☐ 化学物質が付着しないように手袋を脱ぐ

手袋を脱ぐ際、手袋に付着している化学物質が身体に付着する可能性がある。

化学物質の付着面が内側になるように手袋を脱ぐ。



化学防護手袋の保守管理 チェックリスト

■ 化学防護手袋を保守管理するには以下の項目に留意しましょう

→詳細は第5章を確認

☑して確認してみましょう

保管時の留意点

☐ 予備の手袋を常時備え付ける

手袋は状況によって、穴が空いてしまう等で使用不能になる可能性もある。

【保護具着用管理責任者】

事業場に備え付けてある保護具の在庫を定期的に確認し、定数より多く用意する必要がある。

手袋製品の使用時間は、手袋メーカーより示された性能に基づき、480分以内とすることや科学的根拠に基づき設定すること。

☐ 新鮮な環境で保管する

手袋は周囲の環境によって、性能に影響を受けることがある。例えば、湿気の高いところに保管してあると、手袋が次第に劣化してしまい、性能低下を引き起こしてしまうなどである。

【保護具着用管理責任者】【作業者】

乾燥した状態で保管すること。

なお、使用中の手袋は、有害化学物質の存在しない、高温多湿を避けた新鮮な空気環境中にて保管する。

廃棄時の留意点

☐ 二次ばく露の防止

手袋を脱いだ後、適切に処理をしないと、使用後の手袋から化学物質にばく露する可能性が生じる。

【保護具着用管理責任者】

事業場内での廃棄ルール（例えば、定められた容器または袋に入れ密閉する）を定め、作業者に周知する。

【作業者】

作業者はルールを遵守する。

☐ 定められた場所、方法での廃棄

化学物質が付着した手袋は一般のごみとしては廃棄でない。**必ず産業廃棄物として廃棄**する必要がある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）や自治体の条例等に従い、廃棄することが必要となる。



安全衛生技術試験協会 受験申請システム

受験申請が
オンラインで可能になります!
(令和6年4月開始予定)

オンラインだからこんなに便利



ポイント1

受験申請書の
取り寄せ不要

ポイント2

コンビニ払いや
クレジットカードで
支払い可能



ポイント3

申請の
振込手数料
不要



ポイント4

顔写真は
アップロードで
OK



ポイント5

マイページで
領収書を
ダウンロード



労働安全衛生法に基づく免許試験

- 特級ボイラー技士
- 一級ボイラー技士
- 二級ボイラー技士
- 特別ボイラー溶接士
- 普通ボイラー溶接士
- ボイラー整備士
- クレーン・デリック運転士
- 移動式クレーン運転士
- 揚貨装置運転士
- 発破技士
- ガス溶接作業主任者
- 林業架線作業主任者
- 第一種衛生管理者
- 第二種衛生管理者
- 高圧室内作業主任者
- エックス線作業主任者
- ガンマ線透過写真撮影作業主任者
- 潜水土

step
1

オンライン申請からアカウントを作成する

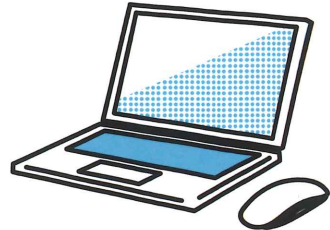
オンライン申請のためには、まずはアカウントの作成が必要です。
受験申請システムで、アカウントを作成し、マイページにログインします。



step
2

試験の種類について確認する

アカウントを作成したら、受験したい試験の種類をご確認ください。
試験の種類によって、受験資格や試験日程、必要な提出書類や申請方法も異なります。



step
3

申請方法を確認し、申請する

試験の種類により初回申請時の提出書類が異なるため、オンライン申請ができるかどうかを確認する必要があります。

システム上で申請方法を確認をすることができます。

申し込みから支払いまでネットで完結する「オンライン完結」の方法と、提出書類と印刷した申請書を郵送する「オンライン+郵送」の方法があります。

再受験時は、どの試験の種類でもオンライン申請が可能です。



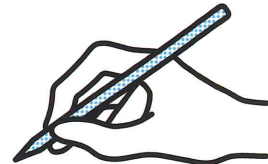
step
4

受験する

受験日当日になりましたら、申請時に選択した試験会場にて受験してください。

受験後の流れ

郵送にて受験結果をお知らせします。合格された方は、ホームページで合格後の手続きをご確認ください。



オンライン完結

オンライン完結は、受験する試験の種類を選択し、受験申請に必要な書類や顔写真をシステム上にアップロードし、試験手数料の支払いまでをオンラインで完結できます。



オンライン申請の 2つの方法

試験の種類によって
申請方法が異なります

オンライン+郵送

オンライン+郵送は、受験申し込みと試験手数料の支払いはシステム上で行い、別途、提出書類と印刷した申請書を郵送する方法です。



再申請について

同一の免許試験の種類を再受験される方は、オンライン完結で受験申請いただけます。



書面申請は？

従来の書面による申請も可能です。
「作業環境測定法に基づく作業環境測定士試験」と「労働安全衛生法に基づく労働安全・労働衛生コンサルタント試験」は、書面のみ対応します。



試験について もっと知りたい！

安全衛生技術試験協会のホームページで、試験科目・試験時間や受験資格、免除科目をご確認ください。



労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



ひと、くらし、あいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 都道府県労働局・労働基準監督署

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。
その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）